

答 申 書

平成 1 7 年 1 0 月 2 4 日

日向市特別職報酬等審議会

日向市特別職の報酬等の額について（答申）

平成17年10月4日付け発日職第181号にて、貴職より日向市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）に対して諮問のありました、日向市議会の議員の報酬の額並びに市長、助役、収入役の給料の額及び平成18年2月25日の日向市及び東臼杵郡東郷町との合併により市町村の合併の特例に関する法律（以下「法」という。）第7条の規定により日向市議会の議員として在任する議員（以下「在任特例適用議員」という。）の報酬の額並びに法第5条の6第1項の規定により合併時から2年間設置される地域自治区（以下「地域自治区」という。）の区長の給料の額につきまして、当審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり結論に達しましたので、ここに答申いたします。

記

1. 審議の経過

国や地方の財政状況は、年々悪化の一途を辿っており、極めて厳しい状況が続いております。しかしながらその一方では、公共サービスの低下、現在進行中の諸々の事業の停滞や将来計画される事業についての実施延期などは、まったく許されない実情があります。

このような状況の中での財政の立て直しは大変難しい問題ではありますが、その打開策としては、固定経費の削減に努めるしか方法がないものと思われます。

また、地方においては、特に、待遇や身分保障の面などにおいて、官高民低の傾向が際立って参っております。

このような中で特別職の報酬等の額についての諮問を受けたところですが、当審議会においては、県内各市や全国類似都市における議員及び常勤特別職の報酬等の状況、本市の財政状況、人事院勧告の状況等あらゆる角度から検討を進めて参りました。その結果、以下のような結論に達しました。

2. 審議の結果

（1）市長、助役、収入役の給料月額について

全国類似都市並びに県内各市の状況と比較検討の結果、現行の給料月額は妥当なもの判断します。

(2) 議会の議員の報酬月額について

全国類似都市並びに県内各市の現状と比較検討の結果、現行の議長、副議長、議員の報酬の月額は妥当なものと判断します。

(3) 在任特例適用議員の報酬の額について

現在の日向市議会議員の任期が満了するまでの間、現行の東郷町議会議員の報酬月額に据え置くことが妥当と判断します。

なお、少数意見ではあるが、合併後には日向市の議員と同じ職責となることから現行の日向市議会議員の報酬額に近づけるべきとの意見があったことを付記します。

(4) 地域自治区の区長の給料の額について

地域自治区を置く全国類似都市の先例及びその職責等から総合的に検討した結果、現行の日向市の収入役の給料月額と同額とすることが望ましいと判断します。

付記

本答申は、審議会委員がそれぞれの立場から検討を加え審議を重ねて得られた結果でありますので、それぞれの額の決定にあたっては、本答申の趣旨を十分尊重していただくようお願いいたします。

なお、今回の市議会議員及び三役の報酬等の額の改定につきましては、平成8年12月4日以来の諮問であります。その後諸般の事情があったとは言え、経済の変動や社会情勢を反映させることも必要であることから、毎年或いは隔年ごとに当審議会へ諮問していただきますよう併せてお願いいたします。

答申による日向市特別職の報酬等月額一覧表

(金額単位：円)

区 分	現 行 月 額	答 申 月 額	備 考
市 長	8 6 5, 0 0 0	8 6 5, 0 0 0	改定なし
助 役	6 9 2, 0 0 0	6 9 2, 0 0 0	〃
収 入 役	6 1 8, 0 0 0	6 1 8, 0 0 0	〃
地域自治区の区長	—	6 1 8, 0 0 0	日向市収入役と同額
日向市議会議長	4 3 3, 0 0 0	4 3 3, 0 0 0	改定なし
日向市議会副議長	3 7 9, 0 0 0	3 7 9, 0 0 0	〃
日向市議会議員	3 5 8, 0 0 0	3 5 8, 0 0 0	〃
在任特例適用議員 (旧東郷町議会議員)	2 0 0, 0 0 0	2 0 0, 0 0 0	在任特例適用議員の報酬月額を、現日向市議会議員の任期満了の日まで据え置く。

実施時期 平成 1 8 年 2 月 2 5 日
(前回 平成 8 年 1 2 月 1 日)

平成17年10月24日

日向市特別職報酬等審議会

会 長 日 高 基 秀

委 員 沖 田 薫 明

〃 河 埜 毅

〃 興 梠 清

〃 是 澤 喜 幸

〃 白 坂 アサエ

〃 竹 下 和 秀

〃 松 本 和 育

〃 山 内 敏 明

〃 山 口 邦 子

(委員は五十音順)

日向市長 黒 木 健 二 様